

確定拠出年金法施行令の一部改正について

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、多くの企業や個人の方が確定拠出年金(DC)を活用できるよう、制度の見直しが行われます。

第1段階では2022年10月1日から、企業型確定拠出年金(企業型DC)の加入者の個人型DC(iDeCo)加入の要件緩和の改正があります。

これまで企業型DC加入者のうちiDeCoに加入できるのは、企業型DCの規約に定める方のみとなっておりましたが、規約に定めがなくてもiDeCoに加入できるようになります。企業型DCを実施されていない事業所様には、特には影響がない改正です。

第2段階の改正では、2024年12月1日からDCの拠出限度額にDB(大阪薬業企業年金基金)の掛金相当額という概念を導入することで、より細かくDCの拠出限度額を定める方針です。これによりiDeCoに加入できるすべての方に影響がありますので、事業主様には従業員の皆様に2022年10月までに、DB他制度掛金相当額を周知していただくことが法律で定められました。

第1段階の改正で、iDeCoに加入する方が増えることを想定しての周知の期限となります。iDeCoに加入された方の月々の拠出金額(掛金)が、2年後の改正でDBの掛金相当額の影響を受ける可能性があるため、事前にご本人に把握していただくことが目的です。

では、拠出限度額とは何か?どんな影響を受けるのか?

確定拠出年金(DC)の掛金は、税制優遇措置が取られており拠出額に制限があります。

(参考2 DCの拠出限度額 参照)

現行①の企業型DCのみに加入している会社員の企業型DC拠出限度額は、55,000円で、②のDBに加入した場合は、1/2の27,500円となります。

iDeCoは企業型DCの枠内で、かつ加入制度ごとに限度額があります。

2024年12月の改正では、加入しているDB制度の給付水準に関係なく一律半額まで減らされている現状を変え、公平を図るためDBごとに掛金相当額を定め、企業型DCやiDeCoの拠出限度額の算出に用いるというものです。

拠出限度額の算出(月額)

	現 行	2024年12月から
企業型DCの拠出限度額	一律27,500円	55,000円からDBの掛金相当額を控除した額
iDeCoの拠出限度額	12,000円	55,000円からDB掛金相当額(とDC拠出額)を控除した額 (上限20,000円まで)

しかし、2024年12月の改正で、それまでDB枠の一律27,500円の金額より、DB他制度掛金相当額のほうが高い金額になっ場合、それまでの企業型DCやiDeCoの掛金を減額または拠出ができなくなることもあります。※

大阪薬業企業年金基金の他制度掛金相当額は、第1年金のみの場合3,000円、第1・第2年金実施の場合は5,000円です。自社でDBをされている場合は、その掛金相当額との合算となります。

大阪薬業DBの他制度掛金相当額だけでは、DC・iDeCoの拠出限度額に影響があることは無いと思われませんが、大阪薬業DB以外の制度へ加入(企業型DCや自社でDB制度を実施)されている場合は、DC・iDeCoの拠出限度額に影響が出るかもしれません。

特に個人で加入するiDeCoの場合は、ご本人の金額の把握が必要となりますので、従業員の皆様への周知の方よろしく願いいたします。

※企業型DCには、経過措置あり。iDeCoには経過措置なし。

用語集

DB……確定給付年金 総合型(基金)と規約型(自社)がある

DC……確定拠出年金 企業型と個人型がある

iDeCo……個人型確定拠出年金

DB等他制度掛金相当額……企業型DC・iDeCoの拠出限度額を算定するために
使うDBごとに算出された仮の掛金額

拠出限度額……確定拠出年金で税制優遇措置が適用される掛金の上限額

経過措置……新しい法律に移行するにあたって、不都合や不利益が生じない
ように一時的に取られる措置